

# 第 9 回委員会 <br>  

## 日時：平成16年1月29日（木）14時～17時場所：姫路市 姫路キャッスルホテル 3F 錦の間

第 9 回委員会は，これまでの委員会や分科会の審議結果を受けて作成された「提言（案）」の内容について蔥議が行われま した。


## 提言（案）について

第8回委員会の審議結果を受けて，委員が分担して修正した「提言（案）（H16．1．29版）」について審議されました。 その結果，委員会で出された意見に基づく修正を委員長が行い，委員に送付して確認をとり，提言を確定することが決まりました。
$\binom{$ 当日の委員会資料として配布した「提言（案）」をご覧になりたい方は，庶務にお問い合わせいただくか，}{ ホームページを覧下さい。 }

## 委員からの主な発启

※（ ）内の「No．OO」は委員会資料中の整理番号を示しています。
ー「I．はじめに」について

「河川整備計画の原案が提示された後も，本流域委員会 は審議を継続しながら住民意見の反映に努力する姿勢 を持ち続けるつもりである」（No．5）とあるが，「提言が実現されるか否かを見守る姿勢を持ち続けるべきものと する」と，はつきりと提言をまとめたい。

No．4－2で「畳堤」についての記述が追加され，その他にも随所に「畳堤」という文言が出ており，客観的に畳堤と は何なのかということが分かるように用語解説を入れ てはどうか。

## ー「II．河川整備に対する基本的な考え方」について

「河川システムー下水道システムの一体的な水質管理 を進めるべき」（No．164）とあるが，ここに「農業用水のシ ステム」という表現を加えてほしい。その前の文章で「揖保川は瀬戸内海へ栄養塩や有機物を排出しているため・••」
（No．164）とあり，栄養塩という観点から農業用水が関係 しており，農業用水の場合，化学汚染物質や下水道のよ うな水質のチェックシステムがないということも背景 にある。

## —「IV．河川整備計画のあり方JRついて

## 「雨水を一気に流出させないこと」について

「緑のダム」という表現について，山の中だけのことを考えてしまう傾向が強いと思うが，市街地の構造自身 が雨水を地下に浸み込ませないで，降った雨を一気に川から海に流してしまう構造になっている。このこと が河川環境を悪化させており，できるだけ伏流させる ということを明瞭に表現したい。

No．288について水量の減少は，少雨傾向が実際にあるの ならばそれも大きな要因の一つであり，下水道の整備 も大きな要因だと思う。これに加えて，この雨水を一気 に流す構造も非常に大きな要因であり，この三つを省 くことはできない。雨水の一気流出という問題を少し ずつでも解消していかなければ河川環境はよくなって いかないと考えている。
－透水性舗装を増やすとか地面や緑を増やすということ については，「現状以上に流域を被う地面を人工化する ことは治水面でも自然環境面でも好ましくない」 （No．221）と書いてあり，その中に含まれていると理解し ている。流出抑制施策には，校庭や公園への貯留，調整池，棟間貯留といつた貯める方式と，浸み込ませる方式（透水性舗装など）とがあるが，浸透させる方式だけを特記 すると，それだけをより強く進めるべきだという文章 になる。また，一方では，内水災害に対して下水道を整備し，雨水を早く河川に出させるという逆の施策につ いても述べており，相矛盾するところが出てくる。市街地に対して浸透を促進させる構造を整備するべきであ るということだけを言及しにくいと思う。
－市街地だけの問題ではなく，日本の各地で名水•名泉と いわれた湧水池のわき水の量が減少していることが問題になっている。それに対し，現在のまちの構造は，地面がほとんど屋根で覆われ，屋根から樋，側溝，河川と いう形で一気に雨水が流れているのは明らかである。 また，伏流水というのは川の中の生き物にとって非常 に重要な水源であり，例えば，オオサンショウウオの産卵場所は，川岸の横穴の奥から伏流水が出るところと なっている。つまり本流の川がどんなに濁り，有毒物が流れていても，穴の奥は伏流水が出てきて安全である ということである。こういう具体的な事例からも，伏流水を遮る今までの河川工事の方法は非常に問題があり，伏流した水が徐々に川の中に加えられるという構造に少しずつ戻していくべきだと思っている。

揖保川流域の市街地は扇状地に形成されており，おそ らく川の水位のほうが地盤より高く，川の水が周辺に伏流水を涵養しているという状況だと思う。この場合，内水で悩んでいる市街地を湿った状態にしておくとい うことになり，雨水を河川へ流すための下水道の整備 と矛盾を起こしてしまうことになる。地域一辺倒の対策は取りにくいのではないかと思う。
－挰保川の流域でも，抜け山（一宮町で昭和51年に起こっ た土砂崩れ）のところは，山腹で水を抜き，山が崩れな いような構造にしてあり，地域一辺倒にはいかない。と ころが，今の市街地の構造は，どこでも乾燥させ，雨水 を一気に流すという構造になっていると思う。水量が減ってきているところへ汚濁物質があったとすれば，水質は悪くなるが，地面でろ過され伏流したきれいな水が供給されれば水質を維持することにもつながる。 やはり雨水のサイクルは原則として浸み込ませる構造

を考えていかないと，川は本当によくならない。

伏流水の話が出ているが，最近は植林地が多くなり井戸水が減ってきたように思う。植林地の多い安富町で も水が速く走るようになってしまったのではないかと思うが，そういう点で安富ダムができたことはよいこ とである。

No．288は，下水道整備や少雨傾向が平水流量の減少要因になっているとも考えられるので，「今後は雨水を一気に流さないようにする」とか，「浸透を促進する」とか の具体的な対応をしていくということになってくる。要因としてではなく，その対応として記述してはどうか。
－雨水を一気に流出させないことは，平水流量減少の要因の一つとして大きいと思っている。テレビなどで水苔のところからぽたぽたと水滴が落ちていくところが川の源流として紹介されているが，降った雨水は腐食土層にしみ込み，フィルターされて川の源流のいちば ん最初をつくる。それが一気に流れてしまうと，雨が降 っていないときに補給する水がなくなり，平水流量が減少していくということだと思う。

○ No．288は林田川について記述してあり，林田川の全流域面積に対して都市化された面積が，それほど大きく ないのであれば，コンクリートなどで地面が固められ て流れが速くなったということが水量減少の大きな要因だとは言いにくい。揖保川流域にも，姫路市の一部の ように都市化された地域があるので，その部分で水を浸透させる，あるいは緑を残すという話は分かるが，雨水を一気に流してきたことが，今の川の状況を起こし たのだというトーンが勝ると，揖保川では当てはまら ない議論をあまりに強調しすぎることになるのではな いか。かえつて揖保川らしさを失う提言になりかねな いという危惧がある。

林田川流域に占める舗装域の面積率はそれほど高くな く，むしろ水田域や畑地が马くある。例えば水田地帯等 でも水田を放棄してしまう，あるいは灌溉をしないと いうことで，地域の地下水位の高さを維持できず，環境 が変わるというケースもあり，そういうことに原因を求められる可能性もある。これが原因だと特定できな いのであれば，要因としてこういうもの等があるだろ うという表現しかできないと思う。
－コンクリートやアスファルトだけということではなく， スギ・ヒノキの植林地帯の状況，放棄田が 2 分の 1 ある という農業の現状といったことを含めて，伏流する水 のサイクルの構造が狂っているということに警鐘を鳴 らし，啓発することが重要である。

## 「森林の流出抑制効果」について

－森林を伐採して市街化すれば流出を促進することにな り，逆に，市街地を森林に戻せば流出を抑制するという ことははつきり言える。しかし，荒れた森林を整備する ことによってどれだけの流出抑制効果があるかという ことまでは，今までの科学的知見では踏み込んでいけ ないのではないかという議論がこれまでの委員会でも あった。No．219のところに「中下流部での流出抑制効果 も期待できる」と書いた場合，危険サイドの期待感を持 たせてしまうことになる。

科学的な証明がされてからでは手遅れになりかねない のではないか。「森林の高い流出抑制効果は，山間部だ けでなく，中•下流でも波及するものである」というのは，緑のダムということだけではなく「河川の基本的な構造は伏流水とそれをバックアップする集水域の環境」 を正常に戻す努力が大切だということであり，科学的 な知見が出るのを待っていられない現状だと思う。

低水（渇水時）の水源涵養という機能は確かに森林にあ ると思うが，流出の抑制については大雨で十分水が浸 み込んだ後はあまり機能を発揮しないのではないかと いう知見もあり，危険サイドになることは書きにくい。
－森林等の流出抑制効果だけということではなく，今の環境はいろいろな要素が相まって平水流量の減少に最終的に行き着いている。だから，「河川の基本的な構造 はこの伏流水とそれをバックアップする集水域の環境」 を大事にしなければいけないというところを強く提言 したい。


No．219は，管理が行き届かずに実質的に放置された植林地は本当に多く，複層林化も含めて管理を行き届か せるということなら分かるが，「樹種变換」まで言及す ると，言葉としては厳しいと思う。

「緑のダム」に関する部分はまだ科学的証明が難しい現状かもしれないが，この部分は多くの人の胸にすとん と落ちる問題提起になりうる。「水を養って豊かな環境 をつくる緑のダムづくりの促進を目指し，その年度の事業費の 1 パーセントを拠出して間伐助成措置の展開 に当たる」といった具体的な問題提起ができれば人々 は納得すると思う。これは，場合によっては補助金の二重出費にもなるので，行政の壁が厚く，たやすくはない が，揖保川でならばこのような問題提起ができるかも しれない。せっかくの今回の提言だが，あらゆるところ に目配り十二分でありすぎるため，どの部分に力点•重点が置かれているのかやや分かりにくい点が弱さでも あると思う。間伐への 1 パーセント拠出にこだわるわ けではないので，貝体的で分かりやすい問題提起がで きるようにしたい。
－インパクトのあるものをピックアップレて示すという意見には賛成だが，今の提言の中からそういうものを抽出していくべきである。間伐への助成についての意見はこの委員会の中でこれまで議論していないので，時間的なこと，議論の熟度を考えると，この提案は差し控えたほうがよいのではないか。

## その他の「治水」について

「治水•利水事業は環境保全と背反する場合も多くあり」 （No．231）とあるが，「確実に背反するもの」だと思う。また，同じNo．231に「事業の優先順位」についての記述がある が，これは人命，財産を守ることが最優先であるという考え方で，順位ではなく，できるだけ環境を破壊しない方向で，「的確な技術的判断に基づいて」進めてほしい。 その次に「環境部局との調整が不可欠である」とつなが

つており，もちろん調整は必要だと思うが，積極的に環境を保護するという姿勢を打ち出してほしい。

「治水•利水事業が環境保全と背反する場合」は，多くあ ると思うが，治水事業によって環境が保全されている場合もないとはいえない。この文章はこのままでよい のではないか。

No．231は，今までの治水•利水•環境保全という意味で書いたのではなくて，「河川整備計画のあり方」として， これから実施していく治水•利水•環境整備について書 いている。ここで「相反する」としてしまうとむしろ流域委員会が目指す方向と逆のことを言ってしまうこと になる。

No．214のダムについての表現は，ダムでなければどう しようもないところ以外は，原則的にダムをやめよう という内容だが，その文章の後半に「除外するのは好ま しい方法ではない」とあり，こう書いてしまうと文章の意味が反転してしまうのではないか。この部分は，「現段階では選択肢から必ずしも除外しているわけではな

い」という言い方にすれば，その反転が若干和らげられ るのではないか。

「畳堤の心」を生かすということが，本提言の一つの柱 でシンボリックな話になろうとしているわけだが， No．222の文章で「畳堤の洪水防御機能を過剰に期待し治水構造物とみなすことは危険である」と書くと，畳堤 が治水構造物として役に立たないのかなということに なり，その精神が壊れてしまうのではないか。論理が反転する危惧があり，ここは，例えば，「畳堤の洪水防御機能は確かに完璧なものではないが，畳堤の精神をこれ からも生かし」という表現にしてはどうか。


## 「河川空間の整備」について

「治水•利水•環境保全の中で，住民の求める河川環境像 が相対立する局面が生じることも予想される」（No．302） とあるが，当然そこに住んでいる方は，何よりも治水•利水ということを強く求められることになる。ただ，非常に豊かなよい自然環境は何物にも代え難いものであ るということを提言の中に入れ，啓発をしていくとい う姿勢を示したい。

グラウンドや駐車場などの施設について「河川本来の自然環境と引き替えにしか得られないものであり」 （No．303）と記述されているが，グラウンドや駐車場をつ

くると非常に大きく自然環境を破壊するのだというこ とを明瞭に提言の中に入れ，土地がないからというこ とで安易にグラウンドや駐車場をつくることのないよ うにまとめたい。

「水辺に緑地帯を設けるなど，人が自然環境に及ぼす影響を軽減し・••••No．303）とあるが，グラウンドや駐車場 がもうすでにつくられているところは，その一部を緑地帯等に変えるということを表現してほしい。それから，「動物類の移動経路の確保」という表現は，動物だけで はなく「生き物全般の」という表現に変えたほうがよい。

## —「V．河川僌備計画策定時の住民意見の反映のあり方」について

「5．フォーラム等の開催」（No．405）による住民意見反映 というのは，これからポスト流域委員会も含めて非常 に重要なポイントだが，審議会形式，フォーラム，シン ポジウム，ワークショップという方法ではなかなか住民意見が反映できず，合意形成につながらないという ジレンマがある。参考資料に入れたが，静岡県浜松市の安間川で「コンセンサス会議」という手法を，住民の合

意形成に取り入れている事例があり，これはデンマー クで始まった新しい手法である。こういう手法を，川に関する住民意見の反映に積極的に取り入れるという方向性を示すことが重要であり，ここの文章に「新たな合意形成の手法を積極的に取り入れ」という言葉を入れ てはどうか。


## 山崎町は『「人・くらし・自然」…共生し彩りのあるまち やまさき」をテーマ とし，大切な財産である森林や揖保川をはじめとした恵み豊かな自然環境 を次世代に継承していくための取り組みを推進しています。今回は，山崎町交流事業「川の学校」を紹介します。



Bビックス
山崎町にはアユ鈞もに関するこつの「ヘエ～」があることを知ってますか？
—つは，山崎町五十波（いか ば）にある「エンノ岩」付近は，友釣り発祥の地として，古文書に記されています。 また，山崎町には，「下駄屋甚平」という下駄職人が考 え出したという伝説も語り継がれています。


「アユの友釣り 発祥の地」を紹介する看板

もうーつは，平成10年に行われた尺アユ釣り大会において，山崎町蛇岩のポイントで35．3cmの大アユが釣れました。この アユは，日本一の大 アユということで釣わ情報誌「つりサンデー」の認定を受けました。


『第4回アマゴ釣り講座』の参加者を募集しています。開催日 平成16年4月10日（土）•11日（日）

山崎町では，この春開催する『アマココ釣 り講座』の参加者を現在募集中です。詳しくは「生谷温泉伊沢の里ふるさとエ房」までお問合せ下 さい。 TEL•FAX 0790－63－2600 ホームページ http：／／www．kanko．yamasaki．hyogo：jp／event／index．htm

## 

平成9年の河川法改正に伴い，これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」 が法の目的に追加されました（図－1参照）。
また，これまでの「工事実施基本計画」に代わ って，長期的な河川整備の基本となるべき方針 を示す「河川整備基本方針」と，今後 $20 \sim 30$年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり，後者につ いては，学識経験者，地域住民等の意見を反映 する手続きが導入されました（図－2参照）。

揖保川流域委員会は，「揖保川河川整備計画 の案（直轄管理区間）」の策定にあたり，

## 1 河川整備計画の原案について意見を述べる

2 関係住民意見の反映のあり方 について意見を述べる
ことを目的に設置しているものです。


図－2 新しい河川整備の計画制度
※現在，委員会では河川整備計画の原案が提示される前に，河川管理者に提出する提言」に盛り込む内容について番議しています。

## 

－揖保川流域委員会
第1回委員会 平成14年3月4日（月）第2回委員会 平成14年5月27日（月）第3回委員会 平成14年8月2日（金）第4回委員会 平成14年10月7日（月）第5回委員会 平成14年11月25日（月）第6回委員会 平成15年4月14日（月）第7回委員会 平成15年7月1日（火）第8回委員会 平成16年1月29日（木）
－治水•利水•自然環境分科会第1回分科会 平成14年12月19日（木）第2回分科会 平成15年1月21日（火）第3回分科会 平成15年2月18日（火）第4回分科会 平成15年8月28日（木）第5回分科会 平成15年9月30日（火）

## －流域社会分科会

第1回分科会 平成14年12月24日（火）第2回分科会 平成15年1月27日（月）第3回分科会 平成15年3月11日（火）第4回分科会 平成15年8月21日（木）第5回分科会 平成15年9月25日（木）

## －情報交流分科会

第1回分科会 平成14年12月24日（火）第2回分科会 平成15年2月7日（月）第3回分科会 平成15年4月7日（月）第4回分科会 平成15年8月21日（木）第 5 回分科会 平成 15 年 9 月25日（木）
－揖保川を語り，生かす集い網干会場平成14年5月11日（日）山崎 会 場 平成15年5月17日（土）龍 野 会 場 平成15年5月18日（日）

## 資料の入手方法

委員会資料の閲覧•郵送を希望される方は，電話•FAX•Eメールで庶務までご連絡下さい。
※委員会資料は，ホームページからもダウンロードできます。

## 「表紙写真」の募集

揖保川流域委員会ニュースレターの表紙 を飾る写真を，一般の方より募集します。四季おりおりの揖保川の風景や行事など，揖保川流域内で撮影された写真を応募し て下さい。なお，ニュースレターは委員会 の開催ごとに発行する予定で，表紙として採用させていただく写真の選定は，委員会 において行います。また，応募いただいた写真の一部を揖保川流域委員会ホームぺ ージでも紹介させていただく予定です。
［応募方法］
プリントした写真と，撮影場所•撮影時期等の説明文を同封し，住所•氏名•電話番号 をご記入の上，下記の庶務連絡先まで郵送 で応募して下さい。応募写真は，未発表の作品に限らせていただきます。
※なお，使用させていただく写真の版権，著作権は委員会に帰属するものとし，応募作品は返却しませんので， あらかじめごろ承願います。


## 揖保川流域委員会ニュースレターNo． 15

［編集•発行］揖保川流域委員会

## ［連 絡 先］揖保川流域委員会 庶務

株式会社ニュージェック 担当：高橋，岡田
〒542－0082 大阪市中央区島之内 1－20－19
TEL ：06－6245－9577
FAX ：06－6243－2776
E－mail ：office＠osaka．newjec．co．jp

